

予報業務許可申請等の手引き

本件に関する窓口

気象庁総務部民間事業振興課

民間気象業務推進係

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4

TEL(03)3212-8341 内線 2128

平成 17 年 11 月 8 日改訂版

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
平成11年 3月15日	初版発行
平成14年 2月25日	平成 12 年の審査基準の改正を反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予報区域の「局地限定」解除 ・ 1 か月予報の解禁 ・ 現地観測値収集要件の緩和
平成15年10月 1日	平成 15 年の審査基準の改正を反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 か月予報と 6 か月予報の解禁
平成17年 3月 7日	全面改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予報資料と警報事項の受信施設の要件を明示 (インターネット等の通信回線の利用も可とした) ・ 予報業務に必要な気象予報士数について、気象業務法施行規則第 11 条の 2 に定める「最低必要数 - 1 名」で許可する要件を明示 ・ 各種書類の記入例の充実 ・ 提出書類の書式を若干変更
平成 17 年 5 月 31 日	一部改訂 (p7 , p11) <ul style="list-style-type: none"> ・ 予報の対象とする区域とそのためにより必要となる資料について、説明を加筆。
平成 17 年 7 月 1 日	気象庁組織改正に伴い、産業気象課 民間事業振興課など組織名を変更。
平成 17 年 11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予報業務許可申請書の記入例 (p5) 及び予報業務変更認可申請書の記入例 (p27) を一部変更。 ・ 「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準 (平成 7.4.17 気総第 183 号)」第 1 3 における「許可等の条件 (平成 7.5.17 気総第 215 号)」の改正 (平成 17.10.14) を反映 (p56)

目 次

．はじめに	1
．予報業務の許可申請	2
1．予報業務許可申請手続のフローチャート	2
2．許可申請に必要な書類	3
3．登録免許税の納付	3
4．予報業務許可に関する審査基準	4
5．提出書類の記入例及び記入要領	5
．予報業務の変更認可申請	2 5
1．予報業務変更認可申請手続のフローチャート	2 5
2．変更認可申請に必要な書類	2 6
3．提出書類の記入例及び記入要領	2 7
．予報業務の変更事項の報告	3 7
1．変更事項の報告手続フローチャート	3 7
2．提出書類の記入例及び記入要領	3 8
．予報業務の廃止及び休止	4 2
1．予報業務の休廃止届のフローチャート	4 2
2．提出書類の記入例及び記入要領	4 3
．予報業務の許可等に係わる法令	4 5
1．気象業務法（抄録）	4 5
2．気象業務法施行規則（抄録）	4 8
3．予報業務許認可審査基準等検討委員会の設置に関する訓令	5 1
3．予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可 に関する審査基準	5 2
4．許可等の条件	5 6
5．予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分 基準	5 7
6．登録免許税法（抄録）	5 9

.はじめに

予報業務許可制度の目的

経済の発展や国民生活の向上に伴い、予報に対する国民や企業の要望は多種多様化しています。これらの要望に応えるには、気象庁以外の者にも広く予報業務を開放し、民間の活力を生かした様々な予報商品の開発を促すことが重要です。

一方、予報は、国民生活や企業活動に密接に関わっていることから、技術的な裏付けのない予報が広く社会に発表された場合、その予報に基づいて行動した者に混乱や被害を与えるなど、社会の安寧を損なう恐れがあります。

このため、気象業務法第17条の規定により、気象庁以外の者が予報業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないとされています。

なお、予報業務の許可に当たっては、「気象予報士の配置」、「観測資料や予報資料の受信及びこれらを解析する施設」、「気象庁が発表する警報を受信する施設」等を審査し、これらを満たせば許可することとしています。

予報の業務とは

予報とは気象業務法によって「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義されています。具体的には、「時」と「場所」を特定して、今後生じる自然現象の状況を、観測の成果を基に自然科学的方法によって予想し、その結果を世の中へ表向きに知らせることをいいます。

業務とは「定時的または非定時的に反復・継続して行われる行為」をいいます。

よって、例えば、気温や天気などの予想結果を世の中に対して反復・継続して発表することは、その発表手段や営利か非営利を問わず、予報業務許可の対象となります。

一方、予想を行う人が、自分の所属する学校や会社あるいは家庭等、内部のみで自らの予想を利用する限りは、部外への発表を伴わないため、許可は不要です。また、気象庁発表の予報や予報業務の許可を受けた事業者の予報を、その内容を変えずに解説したり伝達したりする行為も、予報とは見なしませんので、許可は不要です。

予報業務許可の取得後は・・・

予報業務の許可を受けた者（予報業務許可事業者）は、気象業務法及び同法施行規則、予報業務許可の条件を遵守しながら予報業務を行うこととなります。なお、違反した場合は、業務改善命令や業務停止命令、許可の取消し等の処分が科せられます。

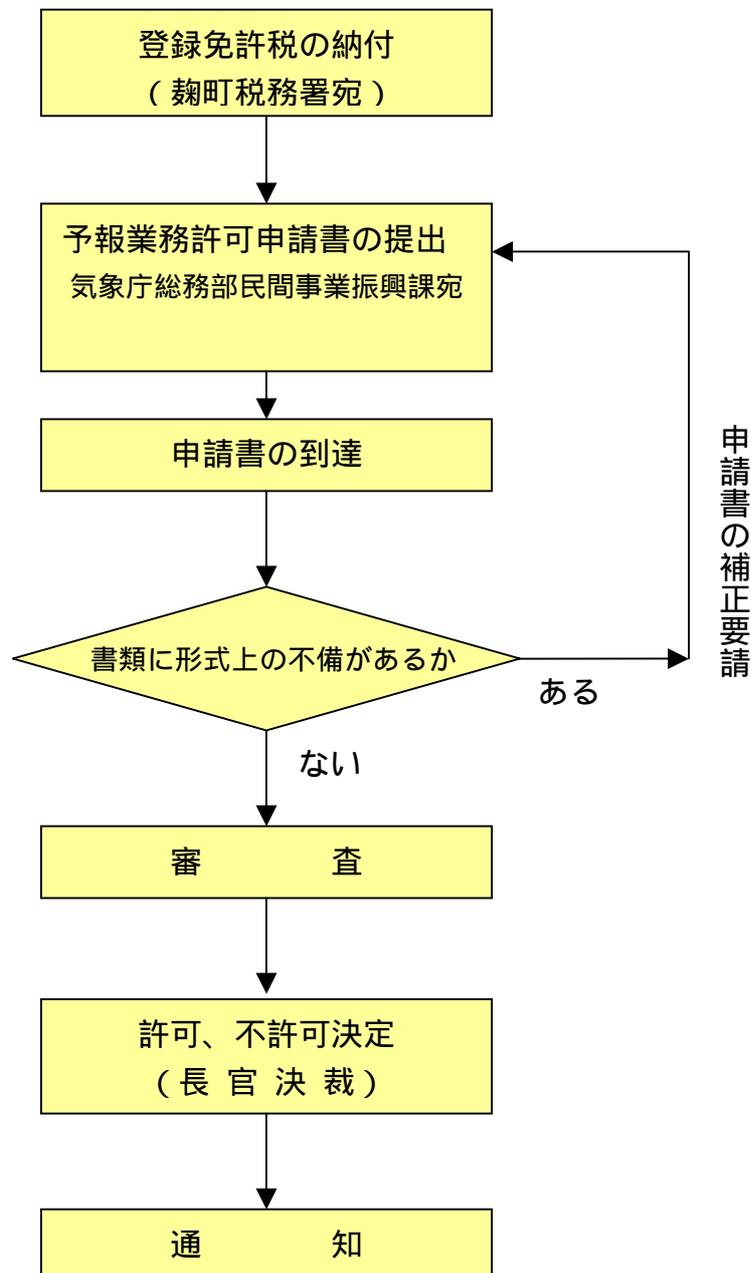
予報業務の許可申請

予報業務を行おうとする者は、気象業務法第17条の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

申請から許可に至るまでの過程は以下のとおりです。申請が到達してから、許可（不許可）の通知までに要する日数は、標準で15日です。

1. 予報業務許可申請手順のフローチャート

（標準処理期間）申請書の到達から通知に要する期間；15日



2 . 許可申請に必要な書類

予報業務の許可の申請には以下の書類が必要です。申請者は、必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

各書類の記入例及び記入要領については、下表に示したページを参照してください。

提出書類名	部数	備 考	ページ
予報業務許可申請書	1	必須	5
予報業務計画書	1	必須	8
気象予報士名簿	1	必須	14
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	1	必須	15
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	1	必須	16
宣誓書	1	必須	17
観測施設の概要	1	申請者が独自に観測を行う場合	11

添付書類名	部数	備 考	ページ
登録免許税の領収証書	1	必須（コピー不可）	3
予報資料及び警報事項の受信契約書の写し	1	気象業務支援センター以外から受信する場合	11,12
法人の定款又は寄附行為	1	申請者が法人の場合	6
法人の登記簿謄本	1	申請者が法人の場合（コピー不可）	6
法人の役員名簿	1	申請者が法人の場合	6
法人の発起人、社員又は設立者名簿	1	申請者が法人を設立しようとする者である場合	6
住民票の写し	1	申請者が個人の場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合	6
予報資料の予測手法に関する資料	1	気象庁以外の予報資料を収集して予報業務を行う場合	11
気象測器の検定証書の写し	1	申請者が独自に観測を行う場合	11
気象予報士の派遣契約書の写し	1	専任気象予報士が、他社からの派遣である場合	14
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	1	他社の施設を借用して予報業務を行う場合	16

3 . 登録免許税の納付

予報業務の許可を受けようとする方は、気象庁への許可申請に先立ち、登録免許税法第2条別表第1に基づく税額9万円を麹町税務署（気象庁の所在地を管轄）に納付しなければなりません。

納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄の税務署に直接お尋ねください）。

予報業務許可の申請には、登録免許税の納付の際に発行される「領収証書（コピーは不可）」の添付が必要となります。

4 . 予報業務許可に関する審査基準

予報業務許可の審査は、行政手続法に基づき気象庁長官が定めた、「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準」に基づき行います。審査基準の概略は以下のとおりです（全文は巻末をご覧ください）。

審査基準の項目	基準内容
予報業務の目的	特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報）に区分する。
予報業務の範囲	<p>予報を行おうとする現象 気象・地象（路面状況に限る）・波浪に区分する。 <u>（路面状況を除く地象、津波、高潮、洪水の予報については、防災との関連性の観点等から許可しない。）</u></p> <p>予報の期間 短時間、短期、中期、長期（1か月）、長期（3か月）、長期（6か月）に区分する。</p> <p>予報の対象区域 都道府県や市町村等、明確に区分できる区域とする。</p> <p>一定の条件等 社会の安寧を確保するため、一定の条件を課す。</p> <p>「一般向け予報」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。 ・気象庁発表の警報・注意報の基準と矛盾しないこと ・台風の進路等に関する情報は、気象庁発表の情報の解説に留めること。 <p>「特定向け予報」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。 ・台風の位置等に関する情報を気象庁が台風情報として発表する予報期間をこえて提供する場合は、その内容について全責任を事業者が負うものであることを相手側に明示すること。
観測、予報資料の収集	<p>一般向け予報については、予報の対象区域ごとに1か所以上の現地観測値を収集すること。ただし、急峻な山岳地域の気象予報を行う場合等を除き、数値予報に使用する解析値などを代用してもよい。</p> <p>予報の期間区分に応じて、予報を行おうとする現象及び対象区域に適切に対応した予報資料を収集すること。</p>
観測、予報資料の収集施設	現地観測値及び予報資料を的確に収集できる施設を有すること。
解析の施設	<p>解析に当たっては、科学的手法を用いること。</p> <p>解析施設は解析の手法に適した能力を有する施設であること。</p>
要員の確保	<p>予報資料の収集及び解析のために必要な要員を置くこと</p> <p>現象の予想を行う事業所ごとに、定められた人数以上の専任の気象予報士を置くこと。</p>
警報事項を受けられる施設及び要員	予報業務に関する警報事項を迅速かつ確実に受けられる施設及び要員を有すること

5 . 提出書類の記入例及び記入要領

< 5 - 1 予報業務許可申請書 記入例 >

予報業務許可申請書																													
		平成 年 月 日																											
気象庁長官																													
殿		署名(サイン)の場合、押印は不要																											
		株式会社 環境気象																											
		代表取締役社長 気象 花子 印																											
<p>気象業務法第 17 条の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第 10 条の規定に基づき下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 . 申請者の名称及び代表者氏名、住所</p> <p>名 称 株式会社 環境気象 代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子 住 所 東京都世田谷区 1 - 2 - 3</p> <p>2 . 予報業務の目的及び範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">目 的</th> <th colspan="2">範 囲</th> </tr> <tr> <th colspan="2">予報の種類</th> </tr> <tr> <th>予報要素</th> <th>予報期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般向け 予 報</td> <td rowspan="3">気 象</td> <td>短時間予報</td> <td rowspan="3">福島県、山形県、兵庫県及び関東地方</td> </tr> <tr> <td>短期予報</td> </tr> <tr> <td>中期予報</td> </tr> <tr> <td>長期予報 (1 か月予報)</td> <td>福島県、山形県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>波 浪</td> <td>短期予報</td> <td>関東地方の沿岸域</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定向け 予 報</td> <td rowspan="2">気 象</td> <td>短期予報</td> <td rowspan="2">福島県、山形県、兵庫県、関東地方及び 北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域</td> </tr> <tr> <td>中期予報</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>短期予報</td> <td>北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 . 予報業務の開始の予定日</p> <p>平成 年 月 日</p>			目 的	範 囲		予報の種類		予報要素	予報期間	一般向け 予 報	気 象	短時間予報	福島県、山形県、兵庫県及び関東地方	短期予報	中期予報	長期予報 (1 か月予報)	福島県、山形県		波 浪	短期予報	関東地方の沿岸域	特定向け 予 報	気 象	短期予報	福島県、山形県、兵庫県、関東地方及び 北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域	中期予報	波 浪	短期予報	北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域
目 的	範 囲																												
	予報の種類																												
	予報要素	予報期間																											
一般向け 予 報	気 象	短時間予報	福島県、山形県、兵庫県及び関東地方																										
		短期予報																											
		中期予報																											
	長期予報 (1 か月予報)	福島県、山形県																											
	波 浪	短期予報	関東地方の沿岸域																										
特定向け 予 報	気 象	短期予報	福島県、山形県、兵庫県、関東地方及び 北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域																										
		中期予報																											
	波 浪	短期予報	北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域																										

< 5 - 1 予報業務許可申請書 記入要領 >

1. 申請者の名称及び住所、代表者氏名

- ・ 名 称：個人名又は法人名を記入。
- ・ 代表者氏名：法人の場合に記入。
- ・ 住 所：法人の場合は本社住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

法人の場合は以下の書類を各 1 部添付してください。

法人の定款又は寄附行為	法人の役員名簿
法人の登記簿謄本	法人の発起人、社員又は設立者名簿 (法人を設立しようとする場合)

個人の場合は、住民基本台帳ネットワークを用いて住所等の照合を行いますので、住民票の写しは原則不要です。

2. 予報業務の目的及び範囲

行おうとする予報業務ごとに横線で区切り、各々の予報業務の内容が明確になるよう記入してください。

(1) 目 的

「一般向け予報」と「特定向け予報」に区別し、記入してください。

「特定向け予報」	契約等に基づき特定の者に限って提供する予報 企業や個人と契約し、その契約者のためだけに提供する予報です。除雪計画のために市に対して翌朝の降雪予報を提供する場合や、ホームページや携帯電話を用いた会員向け予報サービスなどが挙げられます。
「一般向け予報」	「特定向け予報」以外の予報 契約関係もなく、不特定多数に向けて提供する予報は、一般向け予報となります。新聞やテレビ、一般に公開されているホームページなどへ予報を掲載する場合は挙げられます。

(2) 範 囲

予報の種類

ア 予報要素

「気象」「地象(路面状況に限る)」「波浪」に区別して記入してください。

イ 予報期間

次ページに示す予報期間の区分に従い、該当するものすべてを記入してください。

なお、各区分によって予報できる最小時間単位が決められていますので、ご注意ください(例えば、翌日の気温を時系列で予想する場合、30分間隔で予想することはできません)。

予報期間の区分	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から 3 時間以内の予報	10 分以上
短期予報	予報を行う時点から 3 時間を超え、48 時間以内の予報	1 時間以上
中期予報	予報を行う時点から 48 時間を超え、7 日 以内の予報	6 時間以上
長期予報 (1 か月予報)	予報を行う時点から 8 日 を超え、1 か月以内の予報	5 日以上
長期予報 (3 か月予報)	予報を行う時点から 1 か月を超え、3 か月以内の予報	1 か月以上
長期予報 (6 か月予報)	予報を行う時点から 3 か月を超え、6 か月以内の予報	1 か月以上

ウ 予報の対象とする区域

「予報の対象とする区域」は、予報業務を行うことができる最大の範囲を表し、申請者が任意に設定することができます。対象とする区域を、行政区画や道路、鉄道、河川等により表現してください（標準的な記入例を以下に示しました）。

但し、予報業務に必要なデータは「予報の対象とする区域」の範囲のものを入手する必要があります。例えば、「予報の対象とする区域」を「全国」とした場合、全国分の予報資料が必要となります。

なお、最大区域は、陸上にあつては日本全国、海上にあつては気象庁の全般海上予報区（東経 100 度線、東経 180 度線、緯度 0 度線、北緯 60 度線により限られた海域）とします。

予報要素	記入例	解 説
気 象 地 象 (路面状況に限る)	「全 国」	日本全域（沿岸域も含む）を対象とする場合。
	「東北地方、九州地方」	複数県を含んだ区域（沿岸域も含む）を対象とする場合。 含まれる県の定義が曖昧な地方名や都道府県の境界線と一致しない地方名は用いない。
	「 県 」	都道府県（沿岸域も含む）を対象とする場合。
	「 市 」	市町村（沿岸域も含む）を対象とする場合。
	「 県 市(町)(村) 」	県庁所在地又は政令指定都市以外の市町村の場合は都道府県名から記述してください。
	「北緯 度東経 度、北緯 度東経 度…で囲まれた区域」	点で囲んで区域を表す場合 陸上だけでなく、沖合の海上予報も行う場合など。
「北緯 度線、北緯 度線、東経 度線、東経 度線で囲まれた区域」	緯経線で囲んで区域を表す場合 陸上だけでなく、沖合の海上予報も行う場合など。	
波 浪	「全国の沿岸域」	日本全体の沿岸を対象とする場合。
	「 地方の沿岸域 」	複数県を含んだ地方全体の沿岸域を対象とする場合。
	「 県の沿岸域 」	都道府県の沿岸域を対象とする場合
	「北緯 度東経 度、北緯 度東経 度…で囲まれた海域」	点で囲んで海域を表す場合
	「北緯 度線、北緯 度線、東経 度線、東経 度線で囲まれた太平洋海域」	緯経線で囲んで海域を表す場合

「沿岸域」とは、海岸線からおおむね 20 海里(約 37 km)以内の海域をいいます。

3. 予報業務の開始の予定日

許可を受けた業務のいずれかを最初に実施する予定の日を記入してください。

< 5 - 2 予報業務計画書 記入例 >

予報業務計画書

1. 事業所の名称及び所在地等

事業所名	(株) 環境気象	代表者氏名	気象 花子
住所	東京都世田谷区 1 - 2 - 3		

2. 予報事項、発表日時及び現象の予想の方法

予 報 事 項				発表日時	予想の方法
目 的	予報期間	予想する現象	予報の対象とする区域		
一般向け予報	短時間予報	降水量	別表1及び別図1に示す区域	8時～21時の 随時	力学的手法 運動学的手法
	短期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、 降雪量		9時、12時 17時、21時	統計的手法
	中期予報	降雪量	12時		
	長期予報 (1か月予報)	天気、気温、 降水量	福島県、山形県	毎週金曜日 の14時	統計的手法
特定向け予報	短期予報	波浪	別図2に示す沿岸域	9時、17時	地形効果の加味
	中期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、降 雪量、湿度、霜	別表2、別図3、別図4に示す 区域	9時、12時 17時、21時	統計的手法
	短期予報	波浪	別図4に示す海域	9時、17時	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法(予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集)

収集する予報資料	入 手 の 方 法	
資 料 内 容	入 手 先	通信回線
気象衛星画像	気 象 庁	気象衛星からの直接受信
アメダス実況資料 レーダー合成資料 降水短時間予報 府県天気予報 府県気象情報 RSMガイダンス 府県週間天気予報 週間予報支援図FAX 地方季節予報(1か月) 1か月予報ガイダンス 海上予報	(財)気象業務支援センター	IP-VPN
数値予報(RSM格子点データ) 数値予報(GSM格子点データ) 数値予報(1か月予報アンリアル格子点データ) 波浪予報(沿岸波浪モデル格子点データ) 波浪予報資料(沿岸波浪実況図FAX)	(株)	インターネット
届出観測所実況	(社) 農業振興会	専用線

4. 入手する注意報・警報の内容及び入手の方法

注意報・警報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
気象、波浪 高潮、洪水	福島県、山形県、関東地方、 兵庫県の気象官署	(株)	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不達時：自動再送又はFAXにより 代替
海上警報	気象庁本庁 名古屋地方気象台		

< 5 - 2 予報業務計画書 記入要領 >

現象の予想を実際に担当する事業所ごとに作成してください。

1. 事業所の名称及び所在地等

- ・予報業務を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。
- ・支社に現象の予想を行わせる場合、支社が事業所となります。
- ・他社（ 社）の機器や気象資料を借用して 社内で予報業務を行う場合は、事業所の名称、所在地は 社のものを記入し、事業所名の後に「(借用)」と付記してください。

2. 予報事項、発表の時刻及び現象の予想の方法

申請書で記載した「予報業務の目的及び範囲」のうち、当該事業所が担当するものを、以下のとおり具体的に記入してください。

(1) 予報事項

目的

「一般向け予報」「特定向け予報」に区別して記入してください。

予報期間

予報の対象期間を具体的に記入してください。

予想する現象

天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量、湿度、雷、波浪等、具体的に記入してください。

予報の対象とする区域

予報業務許可申請書で記入した対象区域と、その対象区域をどのような予報区域に細分するか(予報区域の最小単位：分解能)が分かるように記入してください。標準的な記入例を以下に示しました。

なお、どのように細分するかは任意ですが、細分した予報区域ごとに1か所以上の現地観測値を収集する必要があります(急峻な山岳地域を除き、数値予報に使用する解析値(GPV)で代用することも可)。

予報要素	記入例	解説
気象 地象 (路面状況に限る)	「全国の市区町村」	全国を対象とし、市区町村単位で予報を行う場合。
	「全国の都道府県」	全国を対象とし、都道府県単位で予報を行う場合。
	「 地方の市町村」	地方を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
	「 県の市町村」	県を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
波 浪	「別表に示す区域」 「別図に示す区域」	文章での表現が難しい場合には別表(図)を使って表現する。
	「 県、 県の沿岸域」	沿岸を県単位で区切って予報区とする場合。
	「 湾、 湾」 「別図に示す海域」	湾内を予報区とする場合 文章での表現が難しい場合には、別図を使って表現する。

(2) 発表日時

以下の例に従い、予報を提供する概ねの日時をすべて記入してください。

記入例	解説
「5時～22時の随時」	短時間予報の場合
「9時、12時、17時」	短期・中期予報の場合
「毎週金曜日の14時」	長期予報の場合
「毎月20日の14時」	長期予報の場合
短期・中期予報の場合でも、頻繁又は不規則に発表する場合は、随時発表として結構です。	

(3) 予想の方法

以下の例に従い、予想に用いる手法を記入してください。

記入例	解説
「力学的手法」	微分型の熱流体力学方程式を積分して解く手法
「統計的手法」	数値予報の結果等を入力値として過去の統計資料から得た予測式を用いる手法
「運動学的手法」	短時間予報で、過去における複数の時間の観測結果からパターン処理等により、今後の推移を予想する手法
「地形効果の加味」	波浪予測における伝播方程式を用いる手法
時間積分を用いないニューロネットワーク等の手法は、その目的に応じて、統計的手法又は運動学的手法として扱います。 予想の手法は、予測技術の進歩に応じて適宜見直します。	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法

(1) 収集する予報資料

・当該事業所において収集する予報資料の内容を、具体的に記入してください。予報の期間に応じて、下表に掲げる資料のうち、予報を行う現象及び対象区域に適切に対応したものを収集する必要があります。例えば「予報の対象とする区域」を「全国」とした場合、全国分の予報資料が必要となります。

		短時間予報	短期予報	中期予報	長期予報
観測その他の予報資料	独自資料	現地観測値(実況)又はそれに代わる資料	現地観測値(実況)又はそれに代わる資料	現地観測値(統計値も可)又はそれに代わる資料	現地観測値(統計値も可)又はそれに代わる資料
	気象庁提供資料又はそれと同等の資料	天気予報 注意報、警報 気象情報 数値予報(領域モデル等) 天気予報ガイダンス 降水短時間予報 アメダス実況資料 レーダー合成資料 波浪予報 波浪予報資料	天気予報 注意報、警報 気象情報 数値予報(領域モデル等) 天気予報ガイダンス アメダス実況資料 波浪予報 波浪予報資料	週間天気予報 気象情報 数値予報(全球モデル) 天気予報ガイダンス アメダス観測資料(統計値も可) 波浪予報 波浪予報資料	季節予報 気象情報 数値予報(アンサンブル予報モデル) 季節予報ガイダンス

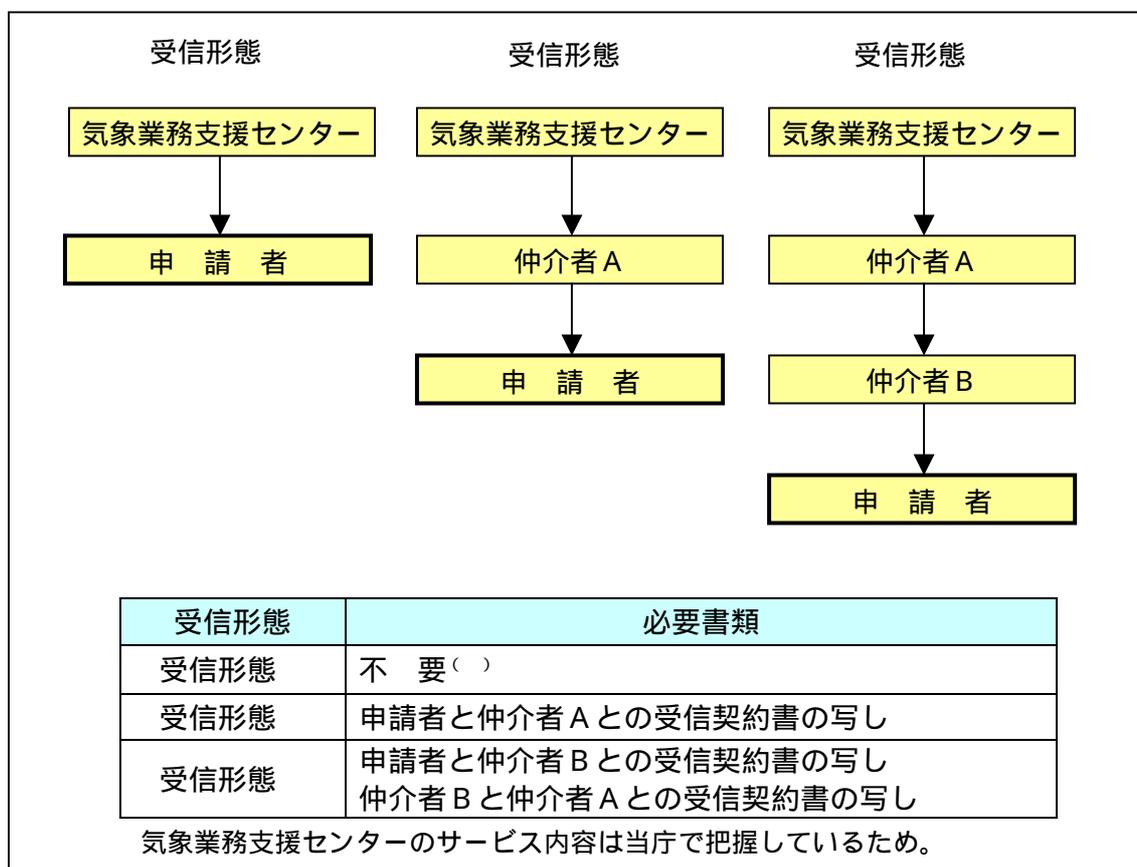
- ・ 気象庁提供以外の予報資料を独自に収集する場合は、当該資料の予測手法に関する資料を添付してください。
- ・ 申請者が独自に気象測器を設置して現地観測値を収集する場合は、以下の事項を記載した書類を添付してください。ただし、温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計については、気象業務法第9条に規定に基づき、同法第27条の検定に合格したものを使用しなければなりません。なお、同法第6条第3項前段の規定により観測の届出がなされている場合には、届出書の写しを添付するだけで結構です。

- 観測施設の所在地
- 観測施設の明細（機器の構成、探知範囲など）
- 観測の種目及び時刻
- 気象測器の検定証書の写し

(2) 入手の方法

入手先

- ・ (財)気象業務支援センター、株式会社 等、直接の入手先を記入してください。
- ・ 予報資料の収集は、的確に実施される必要があることから、資料の提供者との契約に基づく必要があります（各種ホームページに公開されている予報資料に適宜リンクを張って入手するような手法は不可とします）。
- ・ 契約に基づき予報資料を入手していることを証明する書類の写しを、以下に示す受信形態に応じて提出してください。



通信回線

- ・使用する通信回線名を記入してください（専用線、IP-VPN、インターネット等）

4. 入手する注意報・警報の内容及び入手の方法

(1) 注意報・警報の内容

種類

以下の例を参考に記入してください。

すべての種類を受信する場合は、「全種類」と記入して結構です（気象業務支援センターから受信する場合は「全種類」が提供されます）。

記入例	解説
全種類	以下の全種類の注意報・警報を受信する場合
気象	陸上（沿岸域を含む）の気象予報を行う場合に必須。 気象の注意報・警報に含まれるものは以下のとおり。 「大雨、大雪、強(暴)風、(暴)風雪、雷、乾燥、濃霧、なだれ、低温、霜、着雪、着氷、融雪」
波浪	陸上の気象予報又は沿岸域の波浪予報を行う場合に必須。 (海に面していない予報区域の場合は不要)
高潮	陸上の気象予報又は沿岸域の波浪予報を行う場合に必須。 (海に面していない予報区域の場合は不要)
洪水	陸上の気象予報を行う場合に必須。
海上警報	沖合の海上予報又は沖合の波浪予報を行う場合に必須。 海上警報に含まれるものは以下のとおり。 「海上台風、海上暴風、海上強風、海上風、海上濃霧」

発表官署

「全国の気象官署」「地方气象台」等、どの気象官署が発表する注意報・警報を入手するか記入してください。

(2) 入手の方法

- ・警報事項の受信は、迅速性・確実性が求められることから、(財)気象業務支援センターから申請者に至るすべての伝達ルートで以下の条件を満たす必要があります。

- ・警報事項受信のための取り決めを、警報事項の提供者と交わしていること。
- ・警報事項を迅速に受信するため、常時接続又はそれと同等の通信回線を有すること。
- ・送信側で通信エラーが速やかに検知可能な通信方式（有手順通信）を用いること。また、警報事項の伝送がうまくいかない場合は、再送または代替手段により伝達する措置が講じられていること

- ・上記「 」～「 」の全てが満たされていることを証明する書類の写しを、前ページで説明した予報資料の受信形態の例と同様に提出してください。

入手先

(財)気象業務支援センター、株式会社 等、直接の入手先を記入してください。

通信回線及び通信方式、通信障害時の代替手段

ア 通信回線

- ・使用する通信回線を記入してください(専用線、IP-VPN、インターネット等)。
- ・通信回線は常時接続又はそれと同等のものをういてください(ダイヤルアップ接続の場合、自動かつ短時間で通信が確立すれば、常時接続と同等の通信回線として扱います)。

イ 通信方式

- ・使用する通信方式を記入してください(ファイル転送(put)、気象庁ソケット通信等)。
- ・通信方式は、送信側で通信エラーが速やかに検知可能なものに限り、ファイル転送(get)方式のように情報取得動作が受信側に委ねられている通信方式は不可とします。

ウ 不達時の対応

- ・通信エラー等により、警報事項が申請者に伝達されない場合(不達時)の対応について記入してください(「自動再送又はFAXにより代替」、「自動再送又は電話により代替」等)。

< 5 - 3 気象予報士名簿 記入例 >

気 象 予 報 士 名 簿			
事業所名		株式会社 環境気象	
専 任 気 象 予 報 士			
氏 名	登録番号	氏 名	登録番号
雨賀 降代	第 1 1 1 1 号	風浜 波平 (派遣)	第 5 5 5 5 号
日賀 差造	第 2 2 2 2 号		
荒天 雷蔵	第 3 3 3 3 号		
防災 広子	第 4 4 4 4 号		

< 気象予報士名簿 記入要領 >

- ・事業所ごとに上記の例を参考に気象予報士名簿を作成してください。
- ・各事業所には、1日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、下表に定めた最低人数以上の専任の気象予報士を置く必要があります。この人数は、労働基準法に定められた1日8時間（休憩時間を除く）の労働時間に、休日等の交代要員を含めた最低限の人数です。この人数だけ揃えば、どんな多量の予報でも行えるというものではありません。業務量に応じて、現象の予想を責任もって行えるだけの人数の気象予報士を配置してください。

1日当たりの現象の予想を行う時間	人数
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

- ・なお、休業日を設けるか1日当たりの現象の予想時間を短縮し、気象予報士1人当たりの現象の予想を行う時間を1週当たり40時間（休憩時間を除く）以下とした場合は、上表の人数から1名減じた人数で許可する場合があります。
- ・気象予報士は、他社からの派遣職員でも構いませんが、この場合は該当する氏名の右に「(派遣)」と記入し、派遣に関する契約書等の写しを添付してください。

< 5 - 4 要員の配置の状況及び勤務の交代の概要 記入例 >

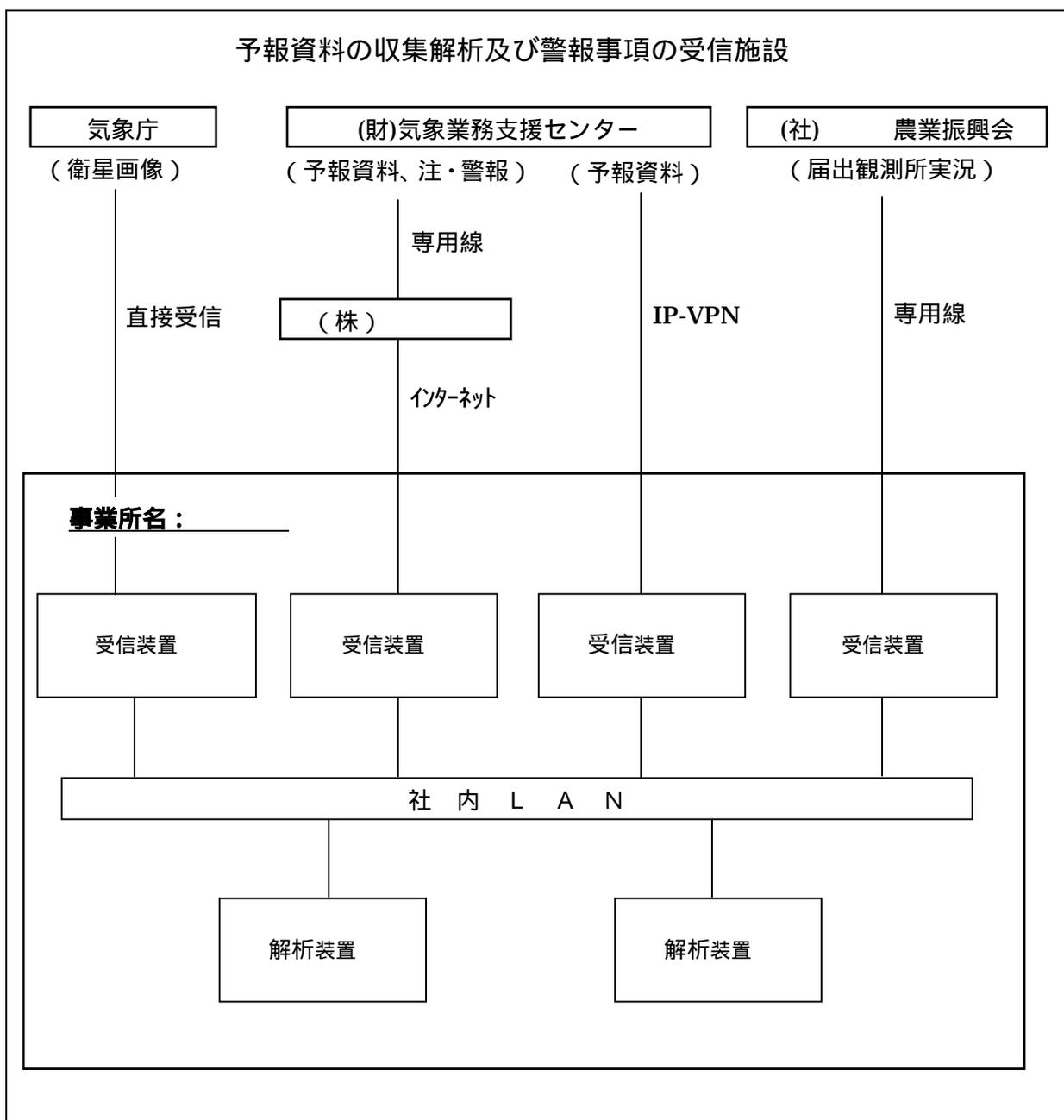
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	
	00 03 06 09 12 15 18 21 24
月	A <○——○——> B <——○——○——> E <—————>
火	D <○——○——> A <——○——○——> E <—————>
水	C <○——○——> D <——○——○——> E <—————>
木	B <○——○——> C <——○——○——> E <—————>
金	A <○——○——> B <——○——○——> C <——○——>
土	D <○——○——> A <——○——○——> B <—————>
日	C <○——○——> D <——○——○——> E <—————>

は、予報発表時刻をさす。 **随時発表の場合は 印は不要**
 A, B, C, D, E は、専任気象予報士をさす。

< 5 - 4 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要 記入要領 >

- ・各気象予報士が何時から何時まで現象の予想作業を行うのか、矢印で表現してください。
- ・上表の予報発表時間は、予報業務計画書に記載された予報発表時刻と整合が取れていることが必要です。
- ・現象の予想は、気象予報士に行わせなければなりません。よって、すべての気象予報士が欠勤した場合、その事業所は予報業務を行うことはできません。

< 5 - 5 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設 記入例 >



< 5 - 5 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設 記入要領 >

- ・「情報の作成者から事業所までの伝達ルートと通信回線」及び「事業所内の機器構成」を記入してください。
- ・観測資料、予報資料、警報事項の入手先はすべて記入してください。
- ・予報業務に使用するコンピュータは全て記入し、各機器の用途を「受信装置」「解析装置」などのように記入してください。
- ・他社の施設を借用して業務を行う場合は、当該施設保有者との施設利用に係わる契約書など、確実に施設を使用できることを証する書類を添付してください。

< 5 - 6 宣誓書の記入例 >

宣 誓	
気象庁長官	
殿	
当社は、気象業務法第 18 条第 2 項の各号に規定された者には該当しません。	
	平成 年 10 月 1 日
名 称	株式会社 環境気象
代表者氏名	代表取締役社長 気象花子
	
	<small>署名(サイン)の場合、押印は不要</small>

< 5 - 6 宣誓書の記入要領 >

申請者（法人の場合は役員も含む）が以下に該当しない旨の宣誓書です。

- ・気象業務法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ・予報業務許可の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者。

< 5 - 7 予報業務計画書 別表1の記入例 >

別表1

一般向け予報の対象とする区域

予想する現象：

降水量（短時間・短期・中期予報）

天気、気温、風向、風速、降雪量（短期予報・中期予報）

予報の対象とする区域	予想する現象	現地観測値
山形県新庄市		新庄特別地域気象観測所
山形県山形市		山形地方気象台
山形県飽海郡遊佐町		鳥海山（雨量）
福島県福島市		福島地方気象台
福島県郡山市		郡山（四要素）
福島県耶麻郡猪苗代町		猪苗代町長田（届出観測所）
茨城県水戸市		水戸地方気象台
茨城県つくば市		高層気象台
茨城県久慈郡大子町		大子（四要素）
栃木県那須郡那須町		那須（五要素）
栃木県日光市		日光特別地域気象観測所
群馬県前橋市		前橋地方気象台
群馬県勢多郡富士見村		赤城山（雨量）
群馬県吾妻郡草津町		草津（五要素）
埼玉県所沢市		所沢（四要素）
東京都千代田区		東京管区気象台
東京都西多摩郡奥多摩町		小河内（四要素）
千葉県安房郡鋸南町		佐久間（雨量）
神奈川県足柄上郡山北町		丹沢湖（雨量）
神奈川県小田原市		小田原（四要素）

< 5 - 7 予報業務計画書 別表1の記入要領 >

- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作表してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報の対象とする区域」及び予報業務計画書の「予報期間」「予想する現象」と上表との整合が取れている必要があります。
- ・上表の「予想する現象」と「現地観測値」の観測要素とは、整合が取れている必要があります（風向風速を予想するのに降水量の観測値だけ入手しているような場合は不可）。なお、上表の「四要素」とは、「気温、風向・風速、降水量、日照時間」をいいます。また、「五要素」とは、これに「積雪」を加えたものです。

< 5 - 8 予報業務計画書 別図1の記入例 >



< 5 - 8 予報業務計画書 別図1の記入要領 >

- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作図してください。
- ・区域の境界は太線で記入し、区域ごとに収集する現地観測値（観測地点名）を記入してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報の対象とする区域」及び予報業務計画書の「予報期間」「予想する現象」と上図との整合が取れている必要があります。
- ・上図の「予想する現象」と「現地観測値」の観測要素とは、整合が取れている必要があります（風向風速を予想するのに降水量の観測値だけ入手しているような場合は不可）。

別図2

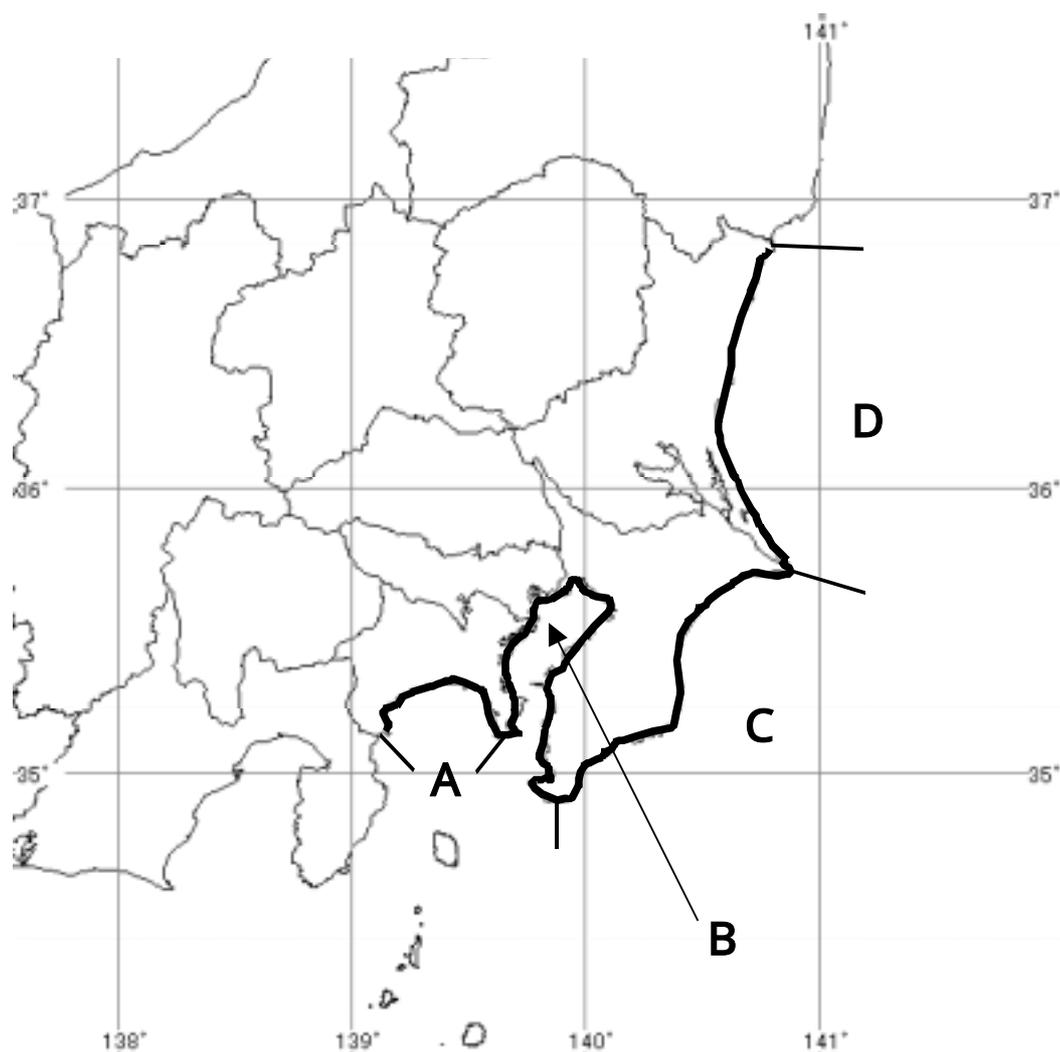
一般向け予報の対象とする区域

予想する現象：波浪（短期予報）

現地観測値：沿岸波浪予報モデルの解析値

予報対象区域：以下のA～Dで示した沿岸域

相模湾沿岸：A	房総半島東岸：C
東京湾沿岸：B	茨城県沿岸：D



< 5 - 9 予報業務計画書 別図2の記入要領 >

- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作表してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報期間」及び「予報の対象とする区域」と上図との整合が取れている必要があります。
- ・この例の場合、現地観測値として、沿岸波浪実況（波浪予報モデルの解析値でも可）が必要です。

< 5 - 1 0 予報業務計画書 別表 2 の記入例 >

別表 2

特定向け予報の対象とする区域

予想する現象：

天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量、湿度、霜（短期予報・中期予報）

天気、気温、降水量、降雪量（短期予報・中期予報）

	予報対象区域	予想する現象		予報対象区域	予想する現象
福島県	福島市		群馬県	吾妻郡草津町	
	喜多方市			群馬郡榛名町	
	郡山市			前橋市	
	いわき市			勢多郡富士見村	
	白河市			利根郡片品村	
	会津若松市			高崎市	
	耶麻郡猪苗代町			多野郡万場町	
	耶麻郡北塩原村				
山形県	南会津郡田島町		東京都	千代田区	
	山形市			世田谷区	
	飽海郡遊佐町			八王子市	
	新庄市			調布市	
	米沢市			西多摩郡奥多摩町	
	上山市			大島町	
茨城県	東田川郡朝日村		埼玉県	さいたま市	
	久慈郡大子町			所沢市	
	東茨城郡城里町			秩父市	
	つくば市			秩父郡大滝村	
	鹿嶋市			秩父郡長瀨町	
	鹿島郡波崎町			上尾市	
	新治郡霞ヶ浦町			横浜市	
栃木県	取手市		神奈川県	小田原市	
	日光市			足柄上郡山北町	
	那須郡那須町			足柄下郡箱根町	
	黒磯市			足柄下郡湯河原町	
	塩谷郡栗山村			茅ヶ崎市	
	宇都宮市			横須賀市	
	小山市			千葉県	
栃木県	芳賀郡益子町		浦安市		
			勝浦市		
			館山市		

< 5 - 1 0 予報業務計画書 別表 2 の記入要領 >

- ・ 予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作表してください。
- ・ 予報業務許可申請書の「予報の対象とする区域」及び予報業務計画書の「予報期間」「予想する現象」と上表との整合が取れている必要があります。
- ・ 特定向け予報では、現地観測値の収集は必須ではありません。

< 5 - 1 1 予報業務計画書 別図3の記入例 >



< 5 - 1 1 予報業務計画書 別図3の記入例 >

- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作図してください。
- ・区域の境界は太線で記入してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報の対象とする区域」及び予報業務計画書の「予報期間」「予想する現象」と上図との整合が取れている必要があります。
- ・特定向け予報では、現地観測値の収集は必須ではありません

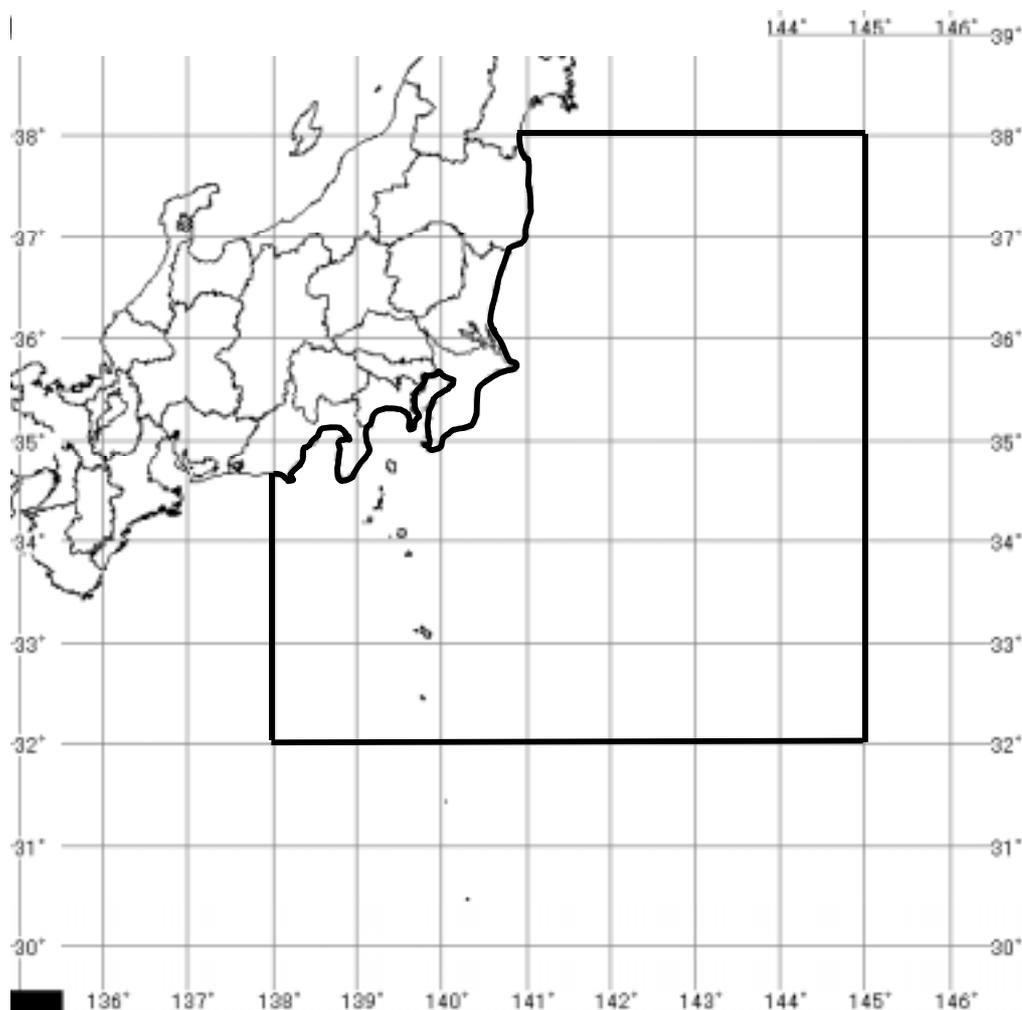
別図4

特定向け予報の対象とする区域

予想する現象：波浪（短期予報）

天気、風向、風速、気温（短期・中期予報）

予報対象区域：以下の太線で示した海域。区域の最小単位は、気象にあつては全球モデルの格子点間隔、波浪にあつては沿岸波浪モデルの格子点間隔とする。



< 5 - 1 2 予報業務計画書 別図4の記入要領 >

- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作図してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報期間」「予報の対象とする区域」と上図との整合が取れている必要があります。
- ・特定向け予報では、現地観測値の収集は必須ではありません

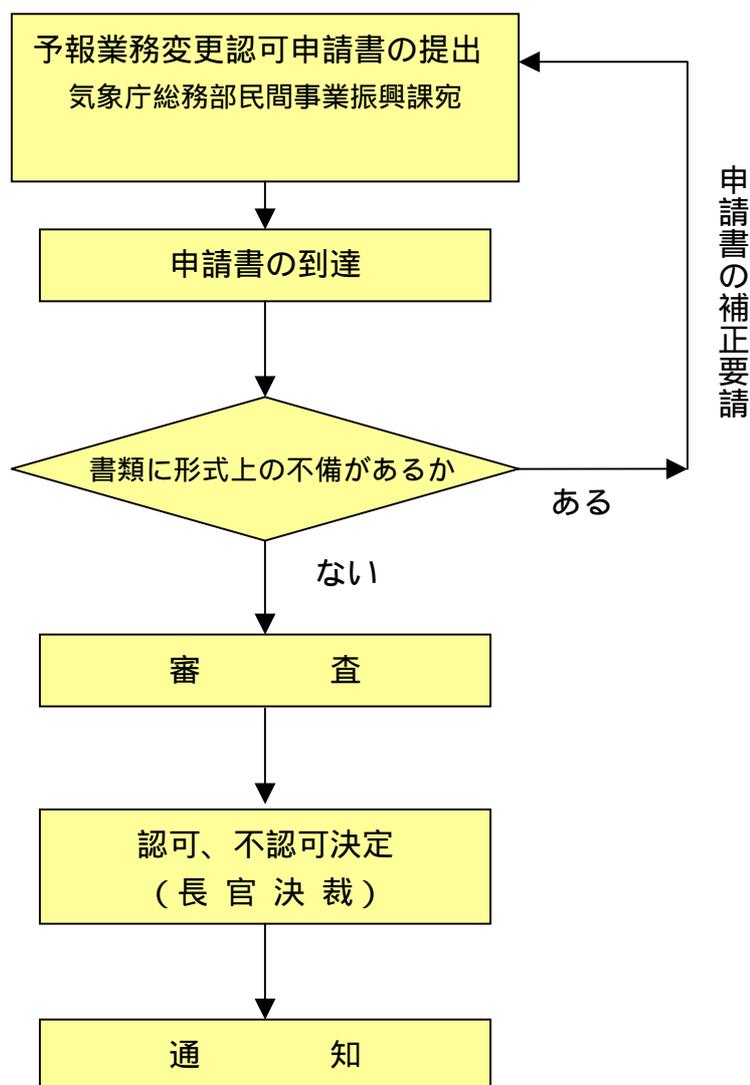
予報業務の変更認可申請

予報業務の許可を受けた事業者が、予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象業務法第19条の規定に基づき、気象庁長官あてに変更認可の申請を行い、認可を受けなければなりません。

申請から認可に至るまでの過程は以下のとおりです。申請が到達してから、認可（不認可）の通知までに要する日数は、標準で15日です。

1. 予報業務変更認可申請手続のフローチャート

（標準処理期間）申請書の到達から通知に要する期間；15日



2. 変更認可申請に必要な書類

変更認可の申請には以下の書類が必要です。提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください（添付書類の旧版は不要です）。

各書類の記入例及び記入要領については、予報業務許可申請書と同じです（下表に示したページを参照してください）。

提出書類名	部数	備 考	ページ
予報業務変更認可申請書	1	必須	26,27
予報業務計画書	1	必須	8～13 28,29
気象予報士名簿	1	変更がある場合	14
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	1	変更がある場合	15
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	1	変更がある場合	16,30,31
観測施設の概要	1	変更がある場合	11

添付書類名	部数	備 考	ページ
予報資料及び警報事項の受信契約書の写し	1	変更がある場合	11,12
法人の定款又は寄附行為	1	変更がある場合	6
法人の登記簿謄本	1	変更がある場合（コピー不可）	6
法人の役員名簿	1	変更がある場合	6
住民票の写し	1	変更がある場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合	6
予報資料の予測手法に関する資料	1	変更がある場合	11
気象測器の検定証書の写し	1	変更がある場合	11
気象予報士の派遣契約書の写し	1	変更がある場合	14
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	1	変更がある場合	16

3 . 提出書類の記入例及び記入要領

< 3 - 1 予報業務変更認可申請書 記入例 >

予報業務変更認可申請書			
	平成 年 月 日		
気象庁長官	署名(サイン)の場合、押印は不要		
殿	株式会社 環境気象 代表取締役社長 気象 花子 印		
気象業務法第 19 条の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。			
記			
1 . 申請者の名称及び代表者氏名、住所			
名 称	株式会社 環境気象		
代表者氏名	代表取締役社長 気象 花子		
住 所	東京都世田谷区 1 - 2 - 3		
2 . 変更しようとする事項			
「新」			
目 的	範 囲		
	予報の種類	予報の対象とする区域	
一般向け 予 報	予報要素	予報期間	
	気 象	短時間予報	東北地方、兵庫県及び関東地方
		短期予報	
		中期予報	
	波 浪	長期予報 (1 か月予報)	東北地方
		短期予報	関東地方の沿岸域
中期予報			
特定向け 予 報	気 象	短期予報	東北地方、兵庫県及び関東地方
		中期予報	
	波 浪	短期予報	北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋海域

「旧」

目 的	範 囲		
	予報の種類		予報の対象とする区域
	予報要素	予報期間	
一般向け 予 報	気 象	短時間予報	福島県、山形県、兵庫県及び関東地方
		短期予報	
		中期予報	
	長期予報 (1 か月予報)	福島県、山形県	
	波 浪	短期予報	関東地方の沿岸域
特定向け 予 報	気 象	短期予報	福島県、山形県、兵庫県、関東地方及び 北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域
		中期予報	
	波 浪	短期予報	北緯 32 度線、北緯 38 度線、東経 138 度線、東経 145 度線で囲まれた太平洋 海域

3. 変更の予定日

平成 年 月 日

4. 変更を必要とする理由

業務内容の見直しに伴い、気象の予報対象区域を東北地方全体にまで広げ、波浪の中期予報を開始する一方、特定向けの予報区域を縮小するため。

< 3 - 1 予報業務変更認可申請書 記入要領 >

1. 申請者の名称及び住所、代表者氏名

予報業務許可申請書の記入例を参考にしてください。

2. 変更しようとする事項

現在許可を受けている目的及び範囲を「旧」、変更しようとする目的と範囲を「新」とし、変更となる目的及び範囲の箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

3. 変更の予定日

変更の認可を受けた業務のいずれかを最初に実施する予定の日を記入してください。

4. 変更を必要とする理由

変更の理由と主な変更点を記入してください。

< 3 - 2 予報業務計画書 記入例 >

予 報 業 務 計 画 書				「新」	
1. 事業所の名称及び所在地等					
事業所名	(株) 環境気象	代表者氏名	気象 花子		
住 所	東京都世田谷区 1 - 2 - 3				
2. 予報事項、発表日時及び現象の予想の方法					
予 報 事 項				発表日時	予想の方法
目 的	予報期間	予想する現象	予報の対象とする区域		
一般向け 予 報	短時間予報	降水量	別表1及び別図1に示す区域	8時～21時の 随時	力学的手法 運動学的手法
	短期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、 降雪量		9時、12時 17時、21時	統計的手法
	中期予報	降雪量	12時		
	長期予報 (1か月予報)	天気、気温、 降水量	東北地方の都道府県	毎週金曜日 の14時	統計的手法
	短期予報 中期予報	波浪	別図2に示す沿岸域	9時、17時	地形効果の加味
特定向け 予 報	短期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、降 雪量、湿度、霜	別表2、別図3に示す区域	9時、12時 17時、21時	統計的手法
	中期予報	降雪量、湿度、霜		12時	
	短期予報	波浪	別図4に示す海域	9時、17時	地形効果の加味
3. 収集する予報資料の内容及びその方法(予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集)					
収集する予報資料		入 手 の 方 法			
資 料 内 容		入 手 先	通信回線		
<u>気象衛星画像</u> アメダス実況資料 レーダー合成資料 降水短時間予報 府県天気予報 府県気象情報 R S Mガイドンス 府県週間天気予報 週間予報支援図F A X 地方季節予報(1か月) 1か月予報ガイドンス 海上予報		(財)気象業務支援センター	I P - V P N		
<u>数値予報(M S M格子点データ)</u> <u>数値予報(G S M格子点データ)</u> 数値予報(1か月予報アンリアル格子点データ) 波浪予報(沿岸波浪モデル格子点データ) <u>波浪予報(全球波浪モデル格子点データ)</u> 波浪予報資料(沿岸波浪実況図FAX)		(株)	インターネット		
4. 入手する注意報・警報の内容及び入手の方法					
注意報・警報の内容		入 手 の 方 法			
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応		
気象、波浪 高潮、洪水	東北地方、関東地方、兵庫県の気象官署	(株)	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不達時：自動再送又はFAXにより 代替		
海上警報	気象庁本庁 名古屋地方気象台				

予 報 業 務 計 画 書

「旧」

1. 事業所の名称及び所在地等

事業所名	(株) 環境気象	代表者氏名	気象 花子
住 所	東京都世田谷区 1 - 2 - 3		

2. 予報事項、発表日時及び現象の予想の方法

予 報 事 項				発表日時	予想の方法
目 的	予報期間	予想する現象	予報の対象とする区域		
一般向け予報	短時間予報	降水量	別表1及び別図1に示す区域	8時～21時の 随時	力学的手法 運動学的手法
	短期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、		9時、12時 17時、21時	統計的手法
	中期予報	降雪量		12時	
	長期予報 (1か月予報)	天気、気温、 降水量	福島県、山形県	毎週金曜日 の14時	統計的手法
	短期予報	波浪	別図2に示す沿岸域	9時、17時	地形効果の加味
特定向け予報	短期予報	天気、気温、風向、 風速、降水量、降 雪量、湿度、霜	別表2、別図3、別図4に示す 区域	9時、12時 17時、21時	統計的手法
	中期予報	降雪量、湿度、霜		12時	
	短期予報	波浪	別図4に示す海域	9時、17時	地形効果の加味

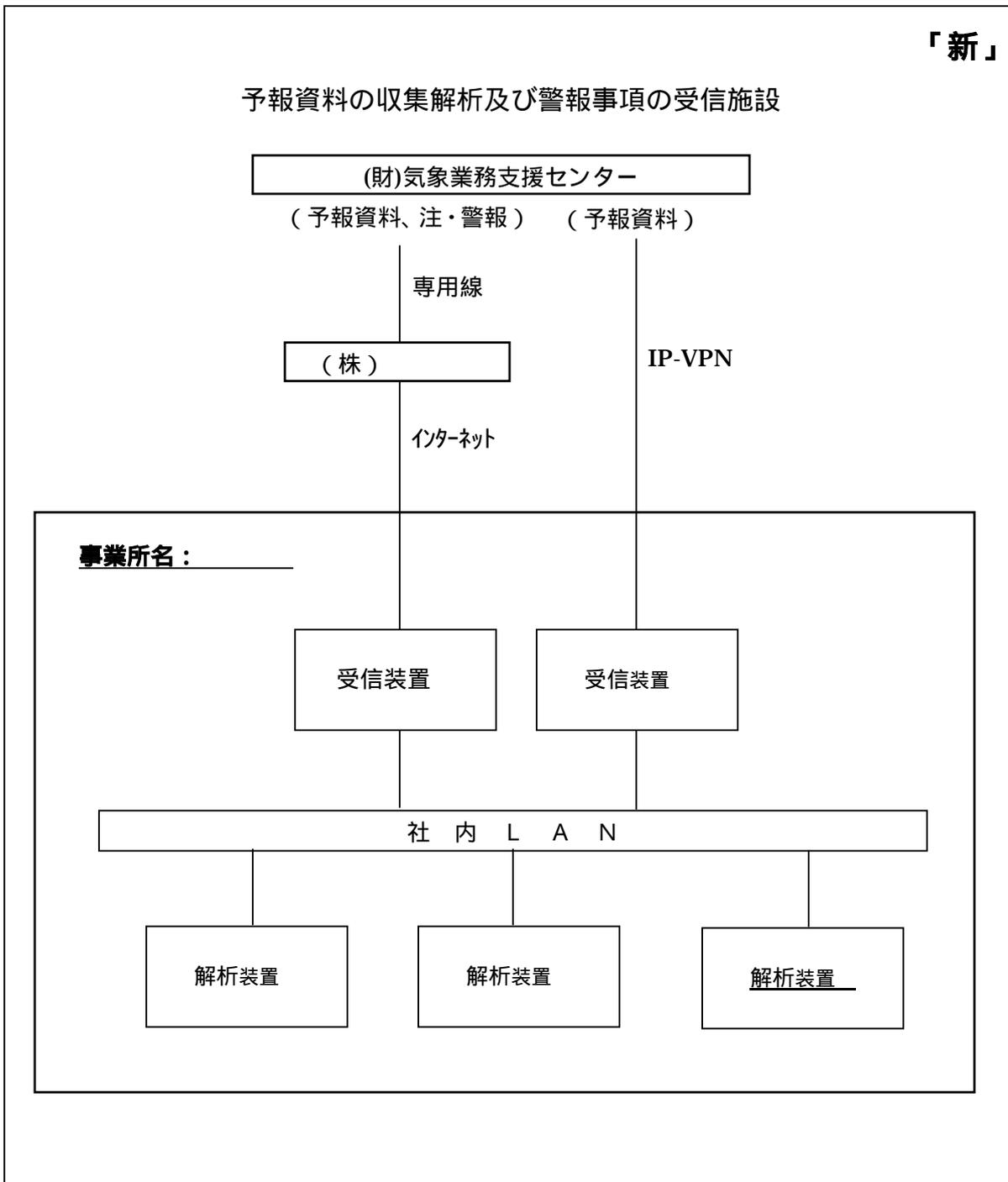
3. 収集する予報資料の内容及びその方法（予報の対象とする区域に対応したものを全てを収集）

収集する予報資料	入 手 の 方 法	
資 料 内 容	入 手 先	通信回線
気象衛星画像	気 象 庁	気象衛星からの直接受信
アメダス実況資料 レーダー合成資料 降水短時間予報 府県天気予報 府県気象情報 RSMガイダンス 府県週間天気予報 週間予報支援図FAX 地方季節予報（1か月） 1か月予報ガイダンス 海上予報	(財)気象業務支援センター	IP - VPN
数値予報（RSM格子点データ） 数値予報（GSM格子点データ） 数値予報（1か月予報アンリアル格子点データ） 波浪予報（沿岸波浪モデル格子点データ） 波浪予報資料（沿岸波浪実況図FAX）	(株)	インターネット
届出観測所実況	(社) 農業振興会	専用線

4. 入手する注意報・警報の内容及び入手の方法

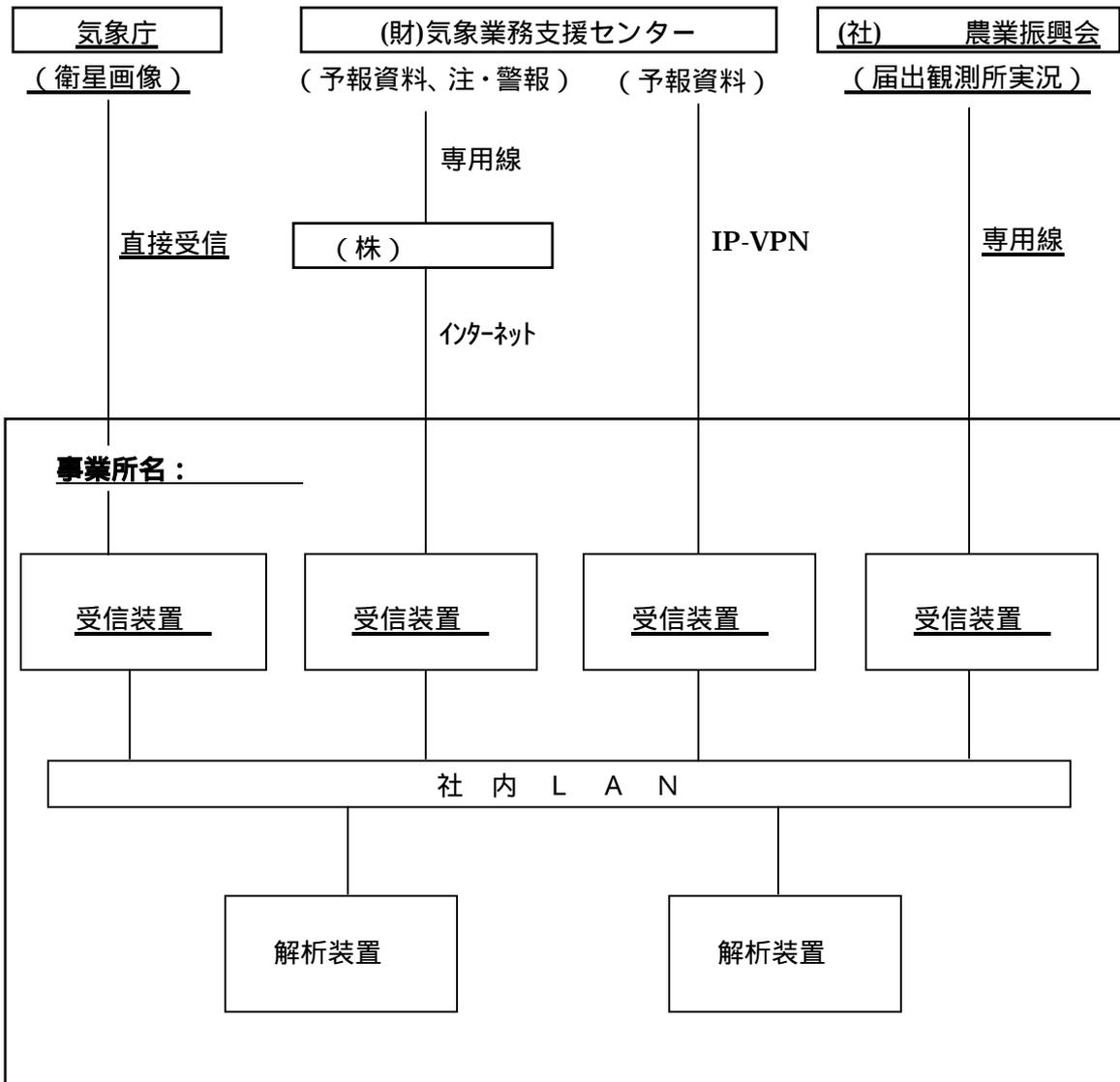
注意報・警報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
気象、波浪 高潮、洪水	福島県、山形県、関東地方、 兵庫県の気象官署	(株)	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又はFAXにより 代替
海上警報	気象庁本庁 名古屋地方気象台		

< 3 - 3 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設 記入例 >



「旧」

予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設



< 3 - 4 予報業務計画書 別表1 記入例 >

別表1

一般向け予報の対象とする区域

「新」

予想する現象：

降水量（短時間・短期・中期予報）

天気、気温、風向、風速、降雪量（短期予報・中期予報）

予報の対象とする区域	予想する現象	現地観測値
<u>青森県青森市</u>	――	<u>青森地方気象台</u>
<u>青森県十和田市</u>	――	<u>十和田（五要素）</u>
<u>岩手県盛岡市</u>	――	<u>盛岡地方気象台</u>
<u>秋田県秋田市</u>	――	<u>秋田地方気象台</u>
<u>秋田県本荘市</u>	――	<u>本荘（五要素）</u>
山形県新庄市		新庄特別地域気象観測所
山形県山形市		山形地方気象台
<u>宮城県仙台市</u>	――	<u>仙台管区気象台</u>
福島県福島市		福島地方気象台
福島県郡山市		郡山（四要素）
茨城県水戸市		水戸地方気象台
茨城県つくば市		高層気象台
茨城県久慈郡大子町		大子（四要素）
栃木県那須郡那須町		那須（五要素）
栃木県日光市		日光特別地域気象観測所
群馬県前橋市		前橋地方気象台
群馬県勢多郡富士見村		赤城山（雨量）
群馬県吾妻郡草津町		草津（五要素）
埼玉県所沢市		所沢（四要素）
東京都千代田区		東京管区気象台
東京都西多摩郡奥多摩町		小河内（四要素）
千葉県安房郡鋸南町		佐久間（雨量）
神奈川県足柄上郡山北町		丹沢湖（雨量）
神奈川県小田原市		小田原（四要素）

一般向け予報の対象とする区域

「旧」

予想する現象：

降水量（短時間・短期・中期予報）

天気、気温、風向、風速、降雪量（短期予報・中期予報）

予報の対象とする区域	予想する現象	現地観測値
山形県新庄市		新庄特別地域気象観測所
山形県山形市		山形地方気象台
<u>山形県飽海郡遊佐町</u>	—	<u>鳥海山（雨量）</u>
福島県福島市		福島地方気象台
福島県郡山市		郡山（四要素）
<u>福島県耶麻郡猪苗代町</u>	—	<u>猪苗代町長田（届出観測所）</u>
茨城県水戸市		水戸地方気象台
茨城県つくば市		高層気象台
茨城県久慈郡大子町		大子（四要素）
栃木県那須郡那須町		那須（五要素）
栃木県日光市		日光特別地域気象観測所
群馬県前橋市		前橋地方気象台
群馬県勢多郡富士見村		赤城山（雨量）
群馬県吾妻郡草津町		草津（五要素）
埼玉県所沢市		所沢（四要素）
東京都千代田区		東京管区気象台
東京都西多摩郡奥多摩町		小河内（四要素）
千葉県安房郡鋸南町		佐久間（雨量）
神奈川県足柄上郡山北町		丹沢湖（雨量）
神奈川県小田原市		小田原（四要素）

一般向け予報の対象とする区域

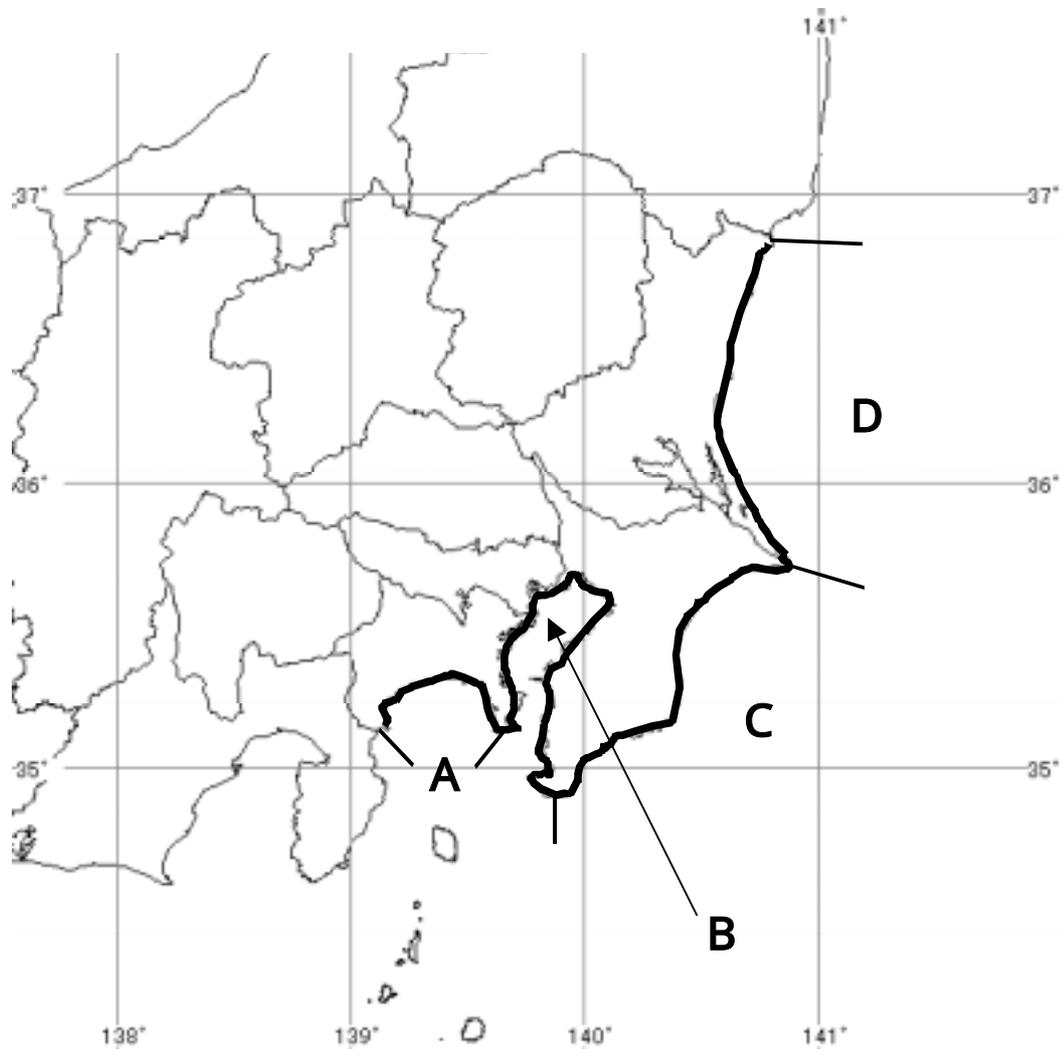
「新」

予想する現象：波浪（短期・中期予報）

現地観測値：沿岸波浪予報モデルの解析値

予報対象区域：以下のA～Dで示した沿岸域

相模湾沿岸：A	房総半島東岸：C
東京湾沿岸：B	茨城県沿岸：D



一般向け予報の対象とする区域

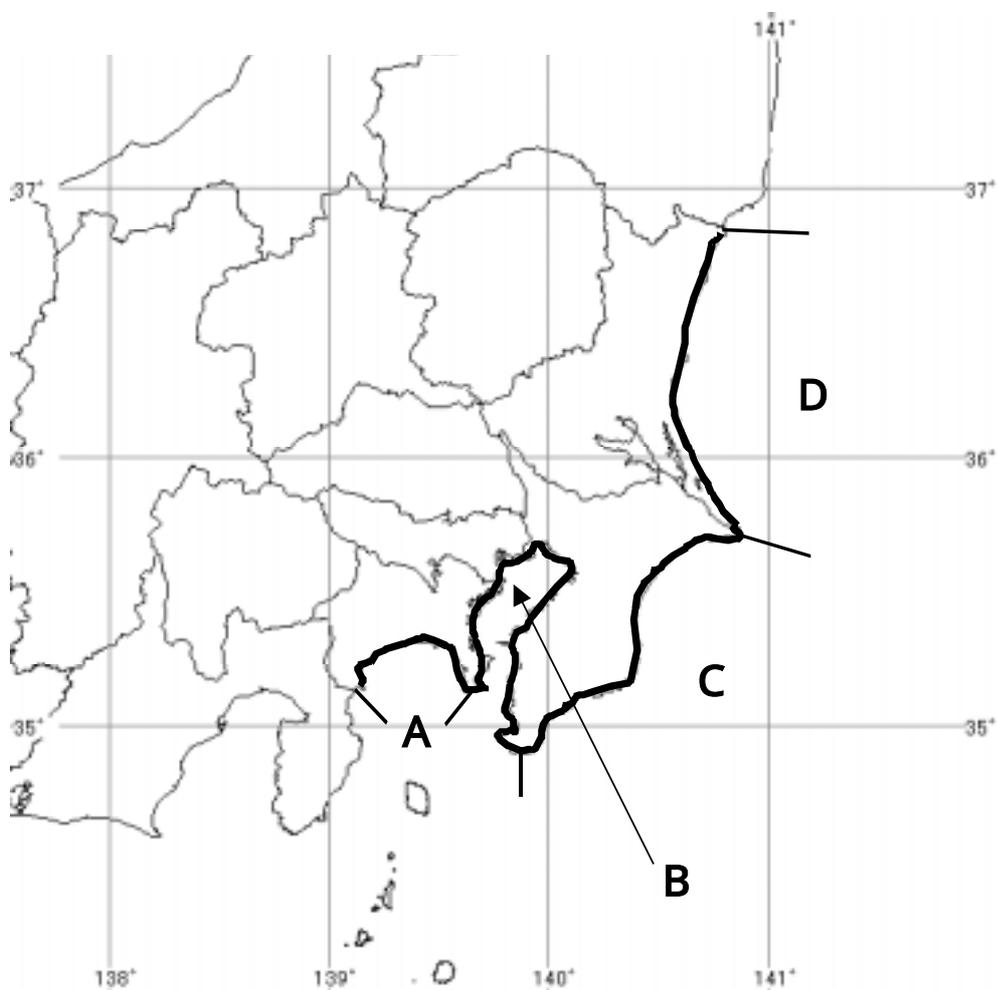
「旧」

予想する現象：波浪（短期予報）

現地観測値：沿岸波浪予報モデルの解析値

予報対象区域：以下のA～Dで示した沿岸域

相模湾沿岸：A	房総半島東岸：C
東京湾沿岸：B	茨城県沿岸：D

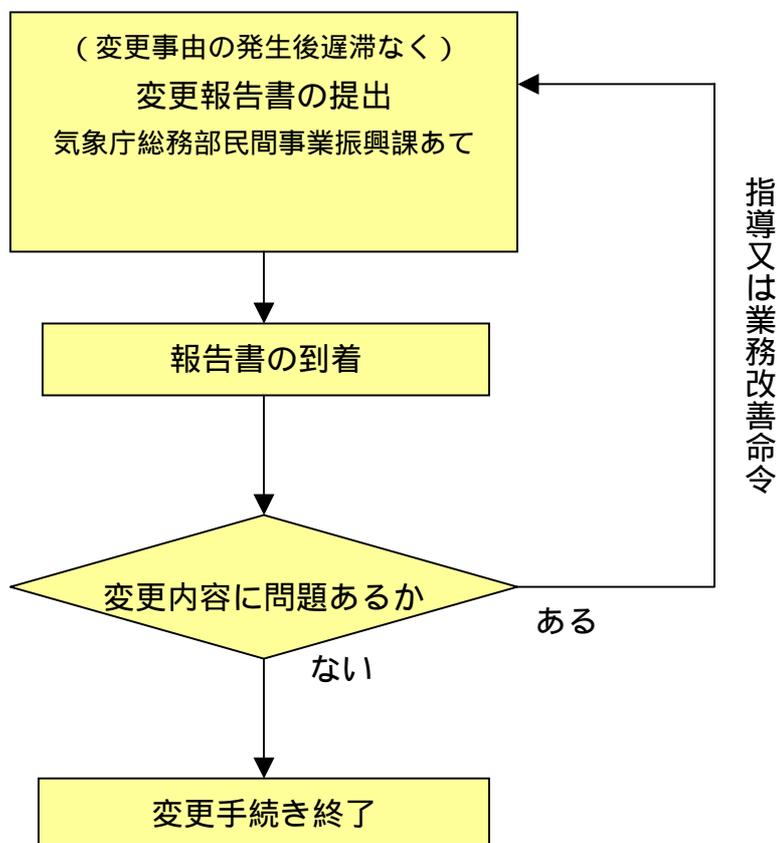


予報業務の変更事項の報告

以下の事項に該当することとなった場合は、気象業務法施行規則第50条の規定に基づき、その旨を記載した報告書を、遅滞なく、気象庁長官に提出しなければなりません。各書類の記入例及び記入要領については、下表に示したページを参照してください。

該 当 事 項	参照ページ
1. 許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があった場合	37
2. 定款（寄附行為）又は役員に変更があった場合	38
3. 以下の書類の記載事項に変更があった場合 (1) 予報業務計画書 (2) 気象予報士名簿 (3) 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要 (4) 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要 (5) 観測施設の概要	39

1. 変更事項の報告手続フローチャート



2. 提出書類の記入例及び記入要領

< 2 - 1 許可を受けた者の氏名、名称又は住所の変更 記入例 >

予報業務変更報告書	
平成 年 月 日	
気象庁長官	
殿	
	株式会社 代表取締役社長
標記について、気象業務法施行規則第50条第1項第4号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。	
記	
1. 報告事項	
名称、代表者氏名、住所の変更	
「新」	
名 称	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長
住 所	東京都台東区 1 - 2 - 3
「旧」	
名 称	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長
住 所	東京都世田谷区 1 - 2 - 3
2. 報告事由の発生の日	
平成 年 月 日	

< 2 - 1 許可を受けた者の氏名、名称又は住所の変更 記入要領 >

- ・ 報告事項として「定款若しくは寄附行為又は役員の変更」「提出書類の記載事項変更」もある場合は、変更報告書は1通にまとめてください。
- ・ 報告事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。
- ・ 法人の場合は、変更後の登記簿謄本を添付してください（個人の場合は、住民基本台帳ネットワークを用いて住所等の照合を行いますので、住民票の写しは原則不要です）。

< 2 - 2 定款（寄附行為）又は役員の変更 記入例 >

予報業務変更報告書	
平成 年 月 日	
気象庁長官	
殿	
	株式会社 代表取締役社長
<p>標記について、気象業務法施行規則第50条第1項第5号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。</p>	
記	
1. 名称及び代表者氏名、住所	
名 称	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長
住 所	東京都台東区 1 - 2 - 3
2. 報告事項	
定款及び役員の変更	
「新」	
代表取締役社長	
「旧」	
代表取締役社長	
3. 報告事由の発生の日	
平成 年 月 日	

< 2 - 2 定款（寄附行為）又は役員の変更 記入要領 >

- ・報告事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。
- ・変更後の登記簿謄本（コピー不可）または、定款（寄付行為）を添付してください。

< 2 - 3 提出書類の記載事項変更 記入例 >

予報業務変更報告書	
平成 年 月 日	
気象庁長官	
殿	
	株式会社 代表取締役社長
<p>標記について、気象業務法施行規則第50条第1項第6号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。</p>	
記	
1. 名称及び代表者氏名、住所	
名 称	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長
住 所	東京都台東区 1 - 2 - 3
2. 報告事項	
以下の提出書類の記載事項変更	
(1) 予報業務計画書	
(2) 気象予報士名簿	
(3) 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	
(4) 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	
(5) 観測施設の概要	
3. 報告事由の発生日	
平成 年 月 日	

< 2 - 3 提出書類の記載事項変更 記入要領 >

・次ページを参照してください。

< 2 - 3 提出書類の記載事項変更 記入要領 >

- ・ 予報業務許可書又は認可書の目的又は範囲内の変更に限ります。
- ・ 各提出書類の記入要領は、予報業務許可申請と同様ですので、下表のページを参考にしてください。

提出書類名	部数	参照ページ
予報業務計画書	1	8
気象予報士名簿	1	14
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	1	15
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	1	16
観測施設の概要	1	11

- ・ 提出書類は「新」「旧」の両方が必要です。書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。
- ・ なお、変更内容に応じて、以下の書類を添付してください。

添付書類名	部数	参照ページ
予報資料の予測手法に関する資料	1	11
気象測器の検定証書の写し	1	11
予報資料及び警報事項の受信契約書の写し	1	11,12
気象予報士の派遣契約書の写し	1	14
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	1	16

- ・ 下表に示した最低人数の気象予報士で予報業務を行っている事業所が、さらに気象予報士を減じようとする場合は、予想時間の短縮や休業日の設定などの措置が必要となりますので事前にご相談ください（無断で減らした場合、業務改善命令の対象となることがあります）。

1日当たりの現象の予想を行う時間	人数
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

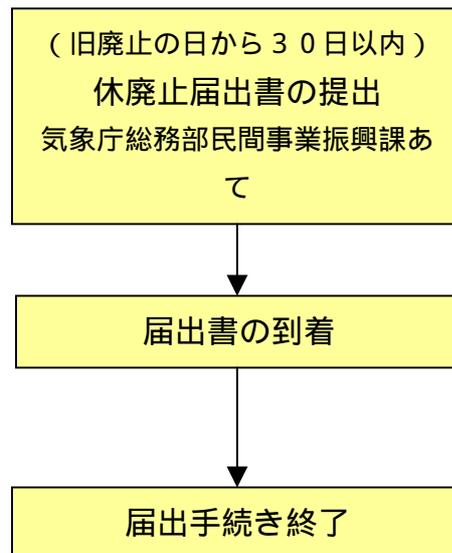
予報業務の休止及び廃止

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、予報業務を廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から30日以内に気象庁長官に届け出なければなりません（気象業務法第22条及び同法規則第12条）。

廃止届出書及び休止届出書の記入

届出書の記入に当たっては、次ページの記入例と記入要領を参考にしてください。

1. 予報業務の休廃止届のフローチャート



2. 提出書類の記入例及び記入要領

< 2 - 1 予報業務廃止届出書 記入例 >

予報業務廃止届出書	
平成 年 月 日	
気象庁長官	
殿	
	株式会社 代表取締役社長
平成 年 月 日付け第 号により許可を受けました予報業務を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。	
記	
1. 名称及び代表者氏名、住所	
法人名	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長
住所	東京都台東区 1 - 2 - 3
2. 廃止した予報業務の範囲	
許可を受けた予報業務の全部	
3. 廃止の日	
平成 年 月 日	
4. 廃止を必要とした理由	
予報の解説業務だけ実施することになったため。	

< 2 - 1 予報業務廃止届出書 記入要領 >

- ・ 廃止した予報業務の範囲
「許可を受けた予報業務の全部」と記入してください。
- ・ 廃止を必要とした理由
「気象予報士の確保が困難になったため」等、廃止した理由を記入してください。
- ・ その他
予報業務許可書と変更認可書についても返却をお願いします。

< 2 - 2 予報業務休止届出書 記入例 >

予報業務休止届出書			
気象庁長官		平成 年 月 日	
殿		株式会社 代表取締役社長	
平成 年 月 日付け第 号により許可を受けました予報業務を下記のとおり休止しましたので、届け出ます。			
記			
1. 名称及び代表者氏名、住所			
法人名	株式会社		
代表者氏名	代表取締役社長		
住所	東京都台東区 1 - 2 - 3		
2. 休止した予報業務の範囲			
目 的	範 囲		
	予報の種類		予報の対象とする区域
	予報要素	予報期間	
一般向け予報	気 象	短期予報	東京都
3. 休止の期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までの6か月間			
4. 休止を必要とした理由			
気象予報士が長期出張で不在となったため。			

< 2 - 2 予報業務休止届出書 記入要領 >

・ 休止した予報業務の範囲

休止した予報業務の目的及び範囲を記入してください。許可を受けている予報業務全てを休止する場合は、「許可を受けた予報業務の全部」と記入してください。

・ 休止の期間

休止期間は原則1年以内とします。

・ 休止を必要とした理由

「予報資料の収集を休止するため」等、予報業務を休止した理由を記入してください。

・ その他

休止の期間中に、予報業務の再開又は廃止が決まった場合は連絡願います。

予報業務の許可等に係わる法令

1. 気象業務法 抄録

第三章 予報及び警報

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象（地震及び火山現象を除く）、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「予報業務」という。)を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。

二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。

三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつていること。

2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。

一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき

(変更認可)

第十九条 第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

(警報事項の伝達)

第二十条 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の全部又は一部の休廃止)

第二十二条 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

(登録)

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有する者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

第四章 (略)

第五章 (略)

第六章 雑則

(許可等の条件)

第四十条の二 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告及び検査)

第四十一条 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者又は第七条第一項の船舶に対し、それらの行う気象業務に関し、報告させることができる。

(略)

- 4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を行う場所又は第七条第一項の船舶に立ち入り、気象記録、気象測器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(略)

第七章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(略)

- 二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行つた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の二(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(略)

- 四 第四十一条第四項又は第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2. 気象業務法施行規則 抄録

第三章 予報及び警報

(予報業務の許可の申請)

第十条 法第十七条第一項の規定により予報業務の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 予報業務の目的

三 予報業務の範囲

イ 予報の種類

ロ 対象としようとする区域

四 予報業務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業所ごとの次に掲げる事項に関する予報業務計画書

イ 予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

ロ 予報事項及び発表の時刻

ハ 収集しようとする予報資料の内容及びその方法

ニ 現象の予想の方法

ホ 気象庁の警報事項を受ける方法

二 事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類

三 事業所ごとに予報業務に従事する要員の配置の状況及び勤務の交替の概要を記載した書類

四 予報業務のための観測を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類(観測施設について法第六条第三項前段の規定により届出がなされている場合にあつては、その旨を記載した書類)

イ 観測施設の所在地

ロ 観測施設の明細

ハ 観測の種目及び時刻

五 事業所ごとに次に掲げる施設の概要を記載した書類

イ 予報資料の収集及び解析の施設

ロ 気象庁の警報事項を受ける施設

六 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の名簿

七 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款(商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款)又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿

八 個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名及び住所を証する

書類

九 法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類

- 3 気象庁長官は、前項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請)

第十一条 法第十九条第一項の規定により予報業務の目的又は範囲の変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更の予定日
- 四 変更を必要とする理由

- 2 前項の申請書には、前条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 3 気象庁長官は、前項に規定するもののほか認可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(気象予報士の設置の基準)

第十一条の二 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄〔左欄〕に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄〔右欄〕に掲げる人数(一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できるものと気象庁長官が認める場合にあつては、当該下欄〔右欄〕の人数から一人減じた人数)以上の専任の気象予報士を置かなければならない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
八時間以下の時間	二人
八時間を超え十六時間以下の時間	三人
十六時間を超える時間	四人

- 2 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者は、前項の規定に抵触するに至つた事業所(当該抵触後も気象予報士が一人以上置かれているものに限る。)があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(予報業務の休廃止の届出)

第十二条 法第二十二條の規定により、予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止(廃止)届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 休止又は廃止した予報業務の範囲
- 三 休止又は廃止の日及び休止の場合にあつては、その予定期間

四 休止又は廃止を必要とした理由

(予報事項等の記録)

第十二条の二 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者は、予報業務を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

- 一 予報事項の内容及び発表の時刻
- 二 予報事項に係る現象の予想を行つた気象予報士の氏名
- 三 気象庁の警報事項の利用者への伝達の状況(当該許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係るものに限る。)

第四章 (略)

第五章 (略)

第六章 (略)

第七章 (略)

第八章 雑則

(報告)

第五十条 法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

(略)

四 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五 法第十七条第一項の規定により許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六 第十条第二項第一号から第五号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

七 法第二十条の二(法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令を実施した場合

2 前項の報告は、報告事由の発生した後遅滞なく(同項第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、三十日以内に行わなければならない)。

(略)

4 第一項第四号から第七号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 報告事項
- 三 報告事由の発生の日

5 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告(第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。)を省略することができる。

3 . 予報業務許認可審査基準等検討委員会の設置に関する訓令

(昭和 50 年 12 月 10 日 気象庁訓令第 13 号)

(目的及び設置)

第一条 予報業務等の許可及び認可の審査基準等に関する総合的な検討を行うため、気象庁に予報業務許認可審査基準等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 予報業務の許可(変更認可を含む。)に関する審査基準(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第五条第一項の審査基準をいう。以下同じ。)
- 二 予報業務の許可を受けている者に関する処分基準(行政手続法第十二条第一項の処分基準をいう。以下同じ。)
- 三 観測成果を無線通信により発表する業務の許可に関する審査基準
- 四 観測成果を無線通信により発表する業務の許可を受けている者に関する処分基準
- 五 その他前各号に関連する重要事項

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

- 2 委員長は、総務部参事官をもつて充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、総務部総務課長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 総務部総務課長
 - 総務部企画課長
 - 総務部民間事業振興課長
 - 予報部業務課長
 - 予報部予報課長
 - 観測部計画課長
 - 地震火山部管理課長
 - 地球環境・海洋部地球環境業務課長
- 5 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、主催する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に、前項に掲げる者以外の者を委員として委員会に出席させることができる。
- 7 委員は、あらかじめ自己の所属する部課の職員のうちから、その職務を代理する者を指名することができる。
- 8 委員は、前項の規定により、その職務を代理する者を指名したときは、直ちにその旨を総務部民間事業振興課長に通知しなければならない。

(意見書の送付)

第四条 委員会は、検討に係る事案についての意見書をまとめたときは、直ちに総務部民間事業振興課長に送付するものとする。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、総務部民間事業振興課において処理する。

3. 予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲 の変更の認可に関する審査基準（平成15年9月18日 気産第98号2）

第1 目的、範囲及び条件

1 予報業務の目的

予報業務（観測の成果に基づく現象の予想の発表の業務）の目的においては、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に分けることとする。

2 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

（1）予報の種類

イ 予報を行おうとする現象

気温、降水量、風向、風速、天気その他の現象及び波浪とする。なお、地象（路面状況を除く。）津波、高潮及び洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しないこととする。

ロ 予報の期間区分及び最小の時間単位

予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ次の表 - 1 の6種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。

表 - 1

予報期間の区分	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	10分以上
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、48時間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から48時間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から8日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

（2）対象としようとする区域

予報の対象としようとする区域は、明確に区分できる区域とする。

当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとする。

3 許可等の条件

許可等に際し、公共の利害と社会の安寧（混乱防止）のために必要最小限の条件を付する

こととする。

第2 観測その他の予報資料の収集の施設

1 予報を行う際に収集が必要な資料

- (1) 予報の期間区分に応じて、次の表 - 2 に掲げる資料のうち、予報を行おうとする現象及び対象区域に適切に対応したものを収集すること。

表 - 2

		短時間予報	短期予報	中期予報	長期予報
観測その他の予報資料	独自資料	現地観測値(実況) 又はそれに代わる資料	現地観測値(実況) 又はそれに代わる資料	現地観測値(統計値も可)又はそれに代わる資料	現地観測値(統計値も可)又はそれに代わる資料
	気象庁提供資料 又はそれと同等の資料	天気予報 注意報、警報 気象情報 数値予報(領域モデル等) 天気予報ガイダンス 降水短時間予報 アメダス実況資料 レーダー合成資料 波浪予報 波浪予報資料	天気予報 注意報、警報 気象情報 数値予報(領域モデル等) 天気予報ガイダンス アメダス実況資料 波浪予報 波浪予報資料	週間天気予報 気象情報 数値予報(全球モデル) 天気予報ガイダンス アメダス観測資料(統計値も可) 波浪予報 波浪予報資料	季節予報 気象情報 数値予報(アンサンブル予報モデル) 季節予報ガイダンス

- (2) 現地観測値については、予報を行う最小単位の対象区域ごとに、その区域内の少なくとも1か所以上の地点の観測値を収集すること。ただし、急峻な山岳地域の気象予報を行う場合等を除き、数値予報に使用する解析値など現地観測値に代わると認められる資料を利用する場合は、現地観測値の収集を要しない。また、特定向け予報の場合は、予報の期間区分にかかわらず現地観測値の収集を要しない。

2 必要な観測施設

- (1) 上記表 2 に掲げる現地観測値を収集する場合に使用する観測施設は、付近の自然的、地理的条件等を勘案して、予報を行おうとする対象区域の気象要素を代表する場所として適切な地点に設置されていること。
- (2) 法第9条の規定により検定対象となっている気象測器を使用する場合は、当該検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。また、その他の測器についても、十分な精度を有するなど適切なものであること。
- (3) 現地観測値を収集するための現地観測は許可事業者以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該現地観測値を確実に入手できるものであること。

3 必要な資料の収集施設

- (1) 収集の施設は、表一 2 に掲げる資料のうち、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

第3 予報資料の解析の施設

1 解析の手法

解析を行うに当たっては、予報の期間区分、予報を行おうとする現象及び対象区域並びに入手する観測その他の予報資料に適切に対応した科学的手法（力学的手法、統計的手法、運動学的手法等）を用いること。

2 解析の施設

（1）解析の施設は、用いる解析の手法を適確に処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。

（2）施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

第4 予報資料の収集及び解析の要員の確保

気象予報士を補助する要員その他の予報資料の収集及び解析のために必要な要員を置いていること。

第5 警報事項を迅速に受け取ることができる施設

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設及び要員を有すること。

第6 気象予報士

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第11条の2第1項に規定するところによる。

（参考）

気象業務法施行規則

第11条の2 法第17条第1項の規定により許可を受けた者は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数（一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できるものと気象庁長官が認める場合にあっては、当該下欄の人数から一人減じた人数）以上の専任の気象予報士を置かなければならない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

第7 その他

今後、観測及び予報技術の進展に対応してこの審査基準の内容については適宜見直すこととする。

附則

この審査基準は、平成15年9月19日から適用する。

ただし、長期予報業務の許可（6か月予報に限る）に関する基準は平成16年2月1日以降に適用することとし、それ以前については、なお、従前の例による。

また、長期予報業務（6か月予報に限る）に関し、予報を行う際に収集が必要な資料として気象庁提供資料と同等な資料を収集する場合には、当面審査に時間を要することも考えられることから、申請者と許可前に十分調整することとする。

4 . 許可等の条件

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

記

1 . 「一般向け予報」に関する条件

(予報に使用する名称)

- (1) 許可を受けた者(以下「事業者」という。)が行う予報に名称を付するときは、当該名称中において、気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

(予報の内容)

- (2) 予報の内容については、当該地域を対象として発表されている警報、注意報の内容及び警報、注意報発表の基準と矛盾しないよう十分に配慮すること。また、「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、「洪水」、「高波」又は「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、当該現象に関する気象庁の警報、注意報と矛盾しないように留意すること。

(注意報事項の伝達)

- (3) 予報発表時点に、当該予報地点を含む地域に対して発表されている当該予報業務に関連する注意報事項を伝達するよう努めること。

(台風に関する情報)

- (4) 台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。台風に関して、防災上の注意を喚起するときは、台風接近時の一般的な注意に留め、具体的な災害発生の可能性について言及しないこと。

2 . 「特定向け予報」に関する条件

(予報に関する名称)

- (1) 気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称は使用しないこと。

(台風に関する情報)

- (2) 台風の位置等に関する情報を気象庁が台風情報として発表する予報期間をこえて提供する場合は、その内容について全責任を事業者が負うものであることを相手側に明示すること。

5. 予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分基準 (平成15年9月18日 気産第98号の2)

第1 法第20条の2の規定による業務改善命令

1 施設に関する命令

次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める措置を命じる。

- (1) 観測施設又は予報資料の収集施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な観測の成果又は予報資料の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
- (2) 予報資料の解析施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な解析の全部又は一部を行うことができないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
- (3) 気象庁の警報事項を受ける施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な警報事項の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
- (4) 前3号の施設が適正に運用されていないため、前3号の資料の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の運用の改善

2 要員に関する命令

次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める措置を命じる。

- (1) 気象予報士の辞任等により、気象業務法施行規則第11条の2の規定が満たせないと認められるとき 新たな気象予報士の配置
- (2) 気象予報士が自然科学的な方法以外の方法その他の不適正な方法により現象の予想の業務を行っているとき 現象の予想方法の改善

3 役員に関する命令

予報業務の許可を受けている者が法人である場合において、その法人の役員が法第18条第2項第1号に該当したにもかかわらず、その者が引き続き役員の地位にあるときは、当該役員の解任を命じる。

4 その他の改善命令

1項から3項までに定めるもののほか、許可又は認可に付した条件に違反した場合その他気象庁長官が特に必要があると認めるときは、予報業務の適正な運営を確保するために必要な措置を命じる。

第2 法第21条の規定による業務の停止及び許可の取消し

1 業務の停止

次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、予報業務の停止を命じる。

- (1) 法第20条の2の規定による業務の改善の措置（以下「業務改善命令」という。）を命じたとき 当該命令に係る目的及び範囲の予報業務を、当該措置の負担の程度を勘案して当該措置を実施するために相当と認められる期間停止

- (2) 前号の期間の経過後も更に業務改善命令を継続する必要があるとき 当該命令に係る目的及び範囲の予報業務を、当該措置の負担の程度を勘案して当該措置を実施するために相当と認められる期間停止

2 許可の取消し

次の各号の一に該当するときは、予報業務の許可を取り消す。

- (1) 法又は法に基づく命令若しくはこれに基づく処分又は許可又は認可に付した条件に違反した場合であって、違反の程度が著しいと認められるとき。

- (2) 相当期間が経過したにもかかわらず、業務改善命令に従わなかった場合であって、そのことに合理的な根拠がないと認められるとき。

- (3) 法第18条第2項第1号に該当することとなったにもかかわらず、相当期間予報業務の廃止の届出がないとき。

6.登録免許税法 抄録

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、(中略) 第九条、(中略)関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～四十二 (略)		
四十三 旅行業の登録		
(一)～(三) (略)	(略)	(略)
四十三の二 予報業務の許可		
気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円
四十四～五十 (略)		

第三章 納付及び還付

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

以下余白